

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうではない場合には、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には

2022年8月下旬から同年9月中旬にかけて

神奈川県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

申請書をお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

神奈川県後期高齢者医療広域連合(ナビダイヤル：0570-001120または045-440-6700)
またはお住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。
- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず
郵送で
お届けします



一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方(※)です。※神奈川県では約28.4%の見込み

2022年9月30日まで

区分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

2022年10月1日から

区分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上の所得のある方	2割
一般所得者等	1割

} 被保険者全体
の約20%
(※)

見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース

1.5兆円	1.5兆円	現役世代からの支援金 6.9兆円	公費(税金) 8.0兆円
-------	-------	---------------------	-----------------

その他
約0.5兆円

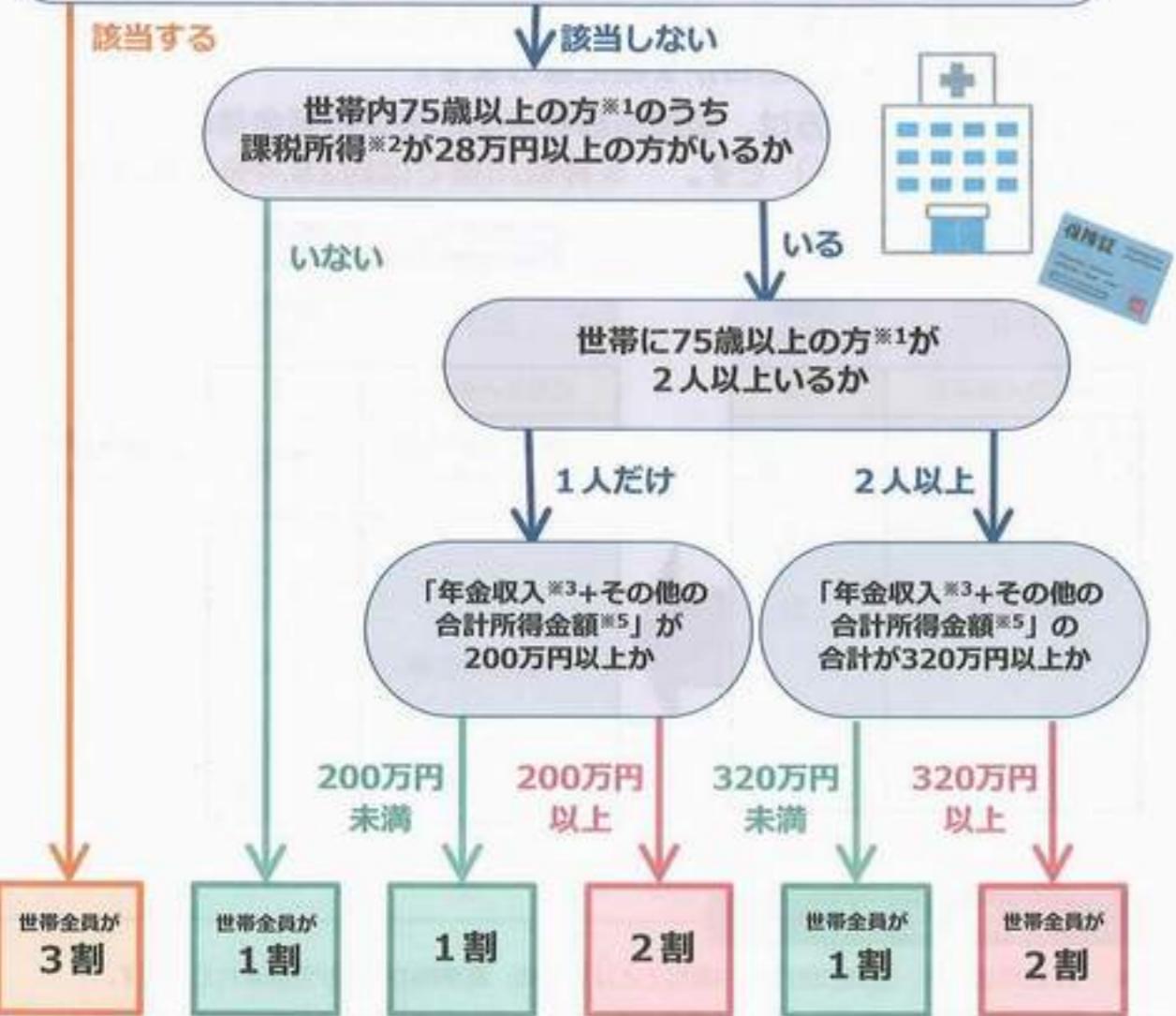
窓口負担

後期高齢者医療保険料

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
(2021年中の所得をもとに、2022年8月中旬頃から判定が可能になる見込みで、9月中に被保険者証を送ります)

現役並み所得者^{※4}に該当するか



窓口負担割合2割のモデルケース

2ページ目を元に、課税所得や年金収入の計算方法と判定方法を例示しました。

例1：75歳以上の方が1人の世帯で、公的年金収入199万円のみ、社会保険料控除17万円の場合

現役並み所得者に該当するか

↓ 該当しない

世帯内の75歳以上の方のうち課税所得が28万円以上の方がいるか

いる
公的年金収入 199万円
- 公的年金控除 110万円
- 社会保険料控除 17万円(全国平均)
- 基礎控除 43万円
= 29万円 課税所得が28万円以上で、145万円より小さい

世帯に75歳以上の方が2人以上いるか

1人だけ

「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上か

200万円未満 年金収入199万円 + 0円 = 199万円 200万円より小さい

1割負担

例2：75歳以上の方が2人の世帯で、夫は公的年金収入250万円、社会保険料控除21万円、配偶者控除38万円、妻は公的年金収入78万円の場合

現役並み所得者に該当するか

↓ 該当しない

世帯内の75歳以上の方のうち課税所得が28万円以上の方がいるか

いる
【夫】 公的年金収入 250万円
- 公的年金控除 110万円
- 社会保険料控除 21万円
- 配偶者控除 38万円
- 基礎控除 43万円
= 38万円
課税所得が28万円以上で、145万円より小さい

世帯に75歳以上の方が2人以上いるか

2人以上

「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上か

320万円以上 年金収入 【夫】 250万円 + 【妻】 78万円
= 328万円 320万円以上
夫婦ともに2割負担